

## 【8月報酬による定時決定の場合】

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（特例）

厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届（特例）

### 【手続概要】

この届出は、令和2年4月または5月に新型コロナウイルス感染症の影響により休業したことで報酬が著しく下がり、特例改定を受けている方について、一定の要件を満たした場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の定時改定によらず、特例により8月の報酬の総額にて定時決定の保険者算定を行うことが可能となったことにより、以下の要件を満たした場合に事業主が届出を行います。

### 【令和2年8月報酬による定時決定の要件】

以下の1～3すべての要件を満たした場合、特例により令和2年8月の報酬総額にて定時決定の保険者算定を行います。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年4月または5月に報酬が著しく下がり、5月または6月に特例改定を受けた方
- 2 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）による標準報酬月額が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方
  - ※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
  - ※ 2等級以上下がる方には、以下の場合を含みます。
    - ・ 8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、健康保険第49級または厚生年金保険第31級（厚生年金保険にあつては報酬月額が63万5,000円未満である場合に限る。）となる方が、9月の定時決定において健康保険第50級または厚生年金保険第32級の標準報酬月額（健康保険にあつては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が66万5,000円以上である場合に限る。）に決定された場合
    - ・ 8月に支払われた報酬の総額が、健康保険にあつては5万3,000円未満、厚生年金保険にあつては8万3,000円未満となった方が、9月の定時決定において第2級の標準報酬月額に決定された場合
  - ※ なお、8月に報酬が全く支払われていない方については、第1級の標準報酬

酬月額として取り扱います。

3 標準報酬月額の特例改定による改定内容に被保険者本人が書面により同意していること

※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。

(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)

※ 被保険者本人からの書面による同意にあたっては、ホームページに掲載している「【参考様式】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る同意書(月額変更届【特例】用(令和2年8月～令和3年3月を急減月とする場合・令和2年8月報酬による定時決定の場合))」をご利用いただくことができますので、ご活用ください。また、他の様式による場合にも、少なくとも上記【参考様式】と同程度の内容について同意を求めていただくようお願いします。

※ 本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

【記載方法等】

1 被保険者月額変更届(特例)【8月報酬による定時決定の場合】により、

・「④ 改定年月」欄については、あらかじめ2年9月と記載していますので、記載は不要です。

・「⑦ 昇(降)給」欄については、あらかじめ「8月」、「2.降給」に○を記載していますので、記載は不要です。

・⑪から⑬欄については、8月に支給を受けた報酬を記載してください(前2か月分の報酬等の記載は不要です)。

・「⑯ 修正平均額」欄については、「⑬ 合計」欄に記載の金額と同じ額を記載してください。

ただし、8月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。

※ 通常の月額変更届と様式が異なりますので、ご注意ください。

2 被保険者月額変更届(特例)【8月報酬による定時決定の場合】には、4月または5月に休業により著しく報酬が下がり、特例改定を受けている方で、定時決定の保険者算定の特例を申し立てる方の届出のみ記載してください。

### 【添付書類】

- 1 届書には以下の添付書類が必要となります。  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書  
(月額変更届【特例】用(令和2年8月～令和3年3月を急減月とする場合)  
(令和2年8月報酬による定時決定の場合))  
※ 申立書に記載されているすべての項目に該当していることを確認し、  
チェック☑してください。
- 2 1回の届出に当たり、1枚の申立書が必要となります。  
(例えば、1回の届出で届書を複数枚まとめて提出する場合も、1枚の申立書  
があれば結構です。)  
ただし、複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必  
要となります。

### 【その他留意点】

- 1 上記の他の添付書類は不要ですが、後日、届出や申立の内容を確認させてい  
ただく場合がありますので、届出等の内容を確認できる書類を届出日から2  
年間保存してください。  
(例：休業命令が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の本特例改定の申  
請内容への同意書など)
- 2 受付期間については、以下のとおりです。  
令和2年10月5日(月)から令和3年3月1日(月)まで  
※ 受付期間内は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調  
整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだ  
け速やかに提出をお願いします。
- 3 標準報酬月額の特例改定は、同一の被保険者について複数回届出を行うこ  
とや、届出後に取下げや急減月の選択を変更することはできませんのでご注  
意ください。
- 4 申請により保険料が遡及して減額される場合、被保険者へ適切に保険料を  
返還する必要があります。

#### 【提出先】

管轄の年金事務所

- ※ 年金事務所において受付、審査等を行います。通常月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、事務センターへ郵送しないようご注意ください。

#### 【提出方法】

郵送（または窓口持参）または電子証明書を利用した「e-Gov」からの電子申請

- ※ G ビズ ID を利用した電子申請、電子媒体による申請には現時点では対応しておりませんので、ご注意ください。